

[別紙1]

鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業補助金
新規就業支援事業 木材運搬等効率改善事業の事務手続きについて

1. 要望調査

○本事業は事後申請方式のため、事前に事業の内容を調査します。

2. 研修等の受講、開催

3. 交付申請(各事務所長、センター所長の定める日まで)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を書き提出先まで郵送又は持参してください。

4. 交付決定・補助金額の確定

資料提出・問い合わせ先 鳥取県東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課 振興担当
鳥取県八頭郡八頭町郡家100
0858-72-3831

中部総合事務所農林局 林業振興課 普及担当
鳥取県倉吉市東巖城町2
0858-23-3179

西部総合事務所農林局 農林業振興課 林業振興室 振興担当
鳥取県米子市糺町1-160
0859-31-9677

西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課
鳥取県日野郡日野町根雨140-1
08659-72-2018